

新たな目標設定における検討事項 (参考資料)



内閣府 民間資金等活用事業推進室

アクションプランの変遷

「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」平成25年6月6日

民間と地域の双方にとって魅力的なPPP/PFI事業として、平成25～34年度の10年間で12兆円規模に及ぶ事業規模目標及び具体的取組についての包括的な方針を定めた。

類型Ⅰ（コンセッション事業）2～3兆円 <空港、上下水道における運営権制度の積極導入>

類型Ⅱ（収益型事業）3～4兆円 <高速道路などの維持・更新にPPP手法の導入検討等>

類型Ⅲ（公的不動産利活用）2兆円 <民間提案に係るガイドラインの発出等>

類型Ⅳ（その他事業）3兆円 <業績連動の導入、複数施設の包括化等>

「集中強化期間の取組方針」平成26年6月16日

コンセッション事業について、集中強化期間・重点分野・件数目標を設定する取組方針を定めた。

集中強化期間分野：平成26～28年度の3年間

重点分野・目標件数：空港6件、水道6件、下水道6件、道路1件

「PPP/PFI推進アクションプラン」

平成28年5月18日

事業規模目標を見直すと共に、新たな施策を充実させ、加えて新たな成長分野へのコンセッション事業の活用拡大を図るべく、内容を見直した。

改定のポイント（1）新たな事業規模目標を設定

（2）コンセッション事業等の重点分野に文教施設と公営住宅を追加（平成28～30年度で、夫々3件、6件を目標）

（3）時間軸を定め担当府省を明確にした具体的施策を設定（コンセッション事業の推進、優先的検討の推進、地域のPPP/PFI力の強化等）

見直し後の事業規模目標：21兆円（平成25～34年度の10年間）（類型Ⅰ：7兆円、類型Ⅱ：5兆円、類型Ⅲ：4兆円、類型Ⅳ：5兆円）

「PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）」

平成29年6月9日

改定のポイント（1）推進のための施策として、新たに「公的不動産における官民連携の推進」を明記

（2）平成28年度のフォローアップにより具体的施策をブラッシュアップ（優先的検討の更なる推進等）

（3）従来の重点分野にクルーズ船向け旅客ターミナル施設及びMICE施設を追加（平成29～31年度で、夫々3件、6件を目標）

「PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）」

平成30年6月15日

改定のポイント（1）改正PFI法で創設のワンストップ窓口制度、助言制度等の円滑な運用により、国の支援機能の強化を図る

（2）実施主体の経験や地域の実情に応じた支援・負担軽減策の検討等を通じ、実施主体の裾野拡大を図る

（3）空港を始めとするコンセッション事業等の重点分野に公営水力発電・工業用水道を追加（平成30～32年度で、夫々件を目標）

「PPP/PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）」

令和元年6月21日

改定のポイント（1）交付金事業等でPPP/PFIの導入可能性検討を一部要件化した事業分野を拡大（3）地方創生に資するPPP/PFI事業の支援強化

（2）PPP/PFI地域プラットフォームの強化による支援強化（4）キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対する導入支援/検討

「PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）」

令和2年7月17日

改定のポイント（1）公共施設等運営権者が実施できる業務の範囲等の明確化

（5）資格等の整備に係る検討

（2）キャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/PFIの導入

（6）地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に

（3）BOT税制の特例措置の拡充。

資するPPP/PFIの推進

（4）地方公共団体が要するアドバイザー費用等に対するより適切な支援（7）（株）民間資金等活用事業推進機構の活用

「PPP/PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）」

令和3年6月18日

改定のポイント（1）新型コロナウイルス感染症の影響への対応

（4）地域プラットフォーム等を通じたPPP/PFIの推進

（2）小規模な地方公共団体におけるPPP/PFIの導入促進

（5）（株）民間資金等活用事業推進機構の活用

（3）専門的な人材の派遣、育成、活用への支援

（6）事業規模目標の達成と新たな目標の検討

「経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太方針）」

（令和3年6月18日閣議決定）（抜粋）

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

5. 生産性を高める社会資本整備の改革

PPP／PFIなどの官民連携手法を通じて民間の創意工夫を最大限取り入れる※。
特に、人口20万人未満の地方自治体への優先的検討規程の導入要請や策定支援等により、PPP／PFI導入促進を図る。その上で、公共事業の効率化等を図り、中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ戦略的・計画的な取組を進める。

※「PPP／PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）」（令和3年6月18日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づく。

7. 経済・財政一体改革の更なる推進のための枠組み構築・EBPM推進

（基本的考え方）

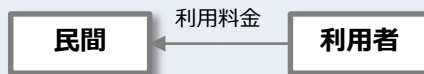
「経済あつての財政」との考え方の下、引き続き、感染症の影響など経済状況に応じた機動的なマクロ経済運営を行うとともに、生産性の向上と賃金所得の拡大を通じた経済の好循環の実現、海外需要の取込み等を通じ、デフレ脱却・経済再生に取り組み、実質2%程度、名目3%程度を上回る成長、600兆円経済の早期実現を目指す。それに向け、ワイズスペンディングの徹底と4つの成長の原動力への予算の重点配分、広く国民各層の意識変革や行動変容につながる見える化、先進・優良事例の全国展開、インセンティブ改革、公的部門の産業化、PPP／PFIや共助も含めた資金・人材面での民間活力の最大活用などの歳出改革努力を続けていく。

PFIの類型

収益構造による分類

・独立採算型

公共からのサービス購入費などの支払いがなく、公共サービスの提供に対してその利用者から支払われる利用料金収入が民間事業者の収益になる類型。



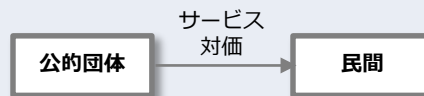
・混合型

公共から支払われるサービス購入費と、公共サービスの提供に対し施設利用者から支払われる利用料金収入が民間事業者の収益になる類型。



・サービス購入型

公共が民間事業者による公共サービスへの対価としてサービス購入費を支払う類型。



権利の様態による分類

BOT (Build-Operate-Transfer)

公共施設等の整備後、運営期間中、民間が施設を所有し続け、事業期間満了後、所有権を公共側に所有権を移転する事業。

BOO (Build-Own-Operate)

公共施設等の整備後、運営期間中、民間が施設を所有し続け、事業期間満了後も引き続き民間が施設を所有、または原状回復を行う事業。

BTO (Build-Transfer-Operate)

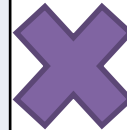
公共施設等の整備後、施設の所有権を公共に引渡後、運営を行う事業。

RO (Rehabilitate-Operate)

公共が所有する施設の改修等を実施し、改修等の後、運営を行う事業。

O (Operate)

施設の運営のみを実施する事業。



※公共施設等運営権（コンセッション）・・・施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営及び維持管理を行う権利を民間事業者に設定する方式。利用料金の收受を行う独立採算型または混合型のみ。

PPP/PFI 推進アクションプランの各類型

PPP/PFIの概念図

PPP (Public Private Partnership)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るもの。

PFI (Private Finance Initiative)

PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

【類型Ⅰ】

公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（公共施設等運営事業）

【類型Ⅱ】

収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業（収益型事業）

【類型Ⅳ】

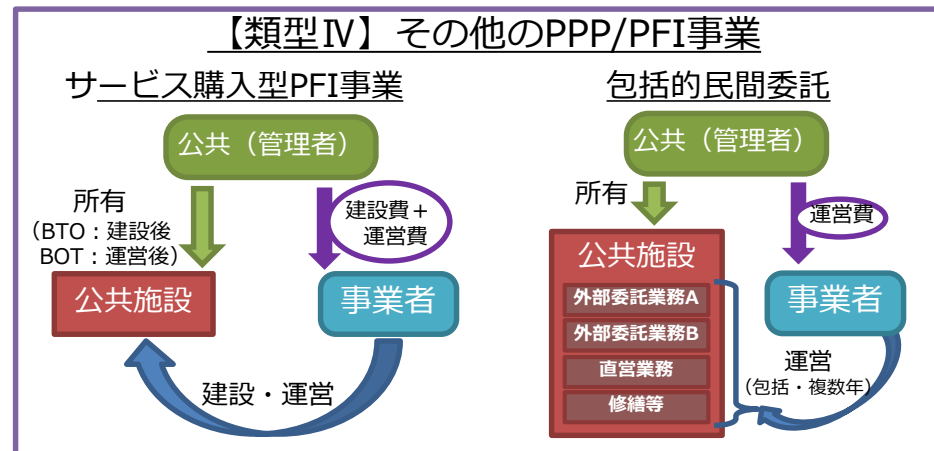
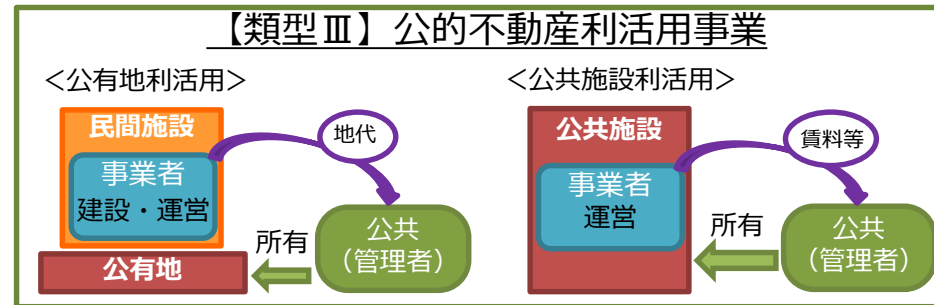
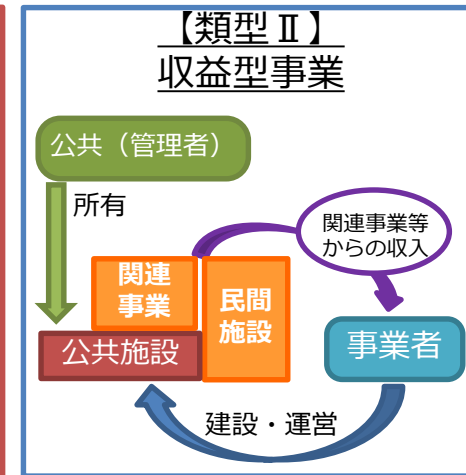
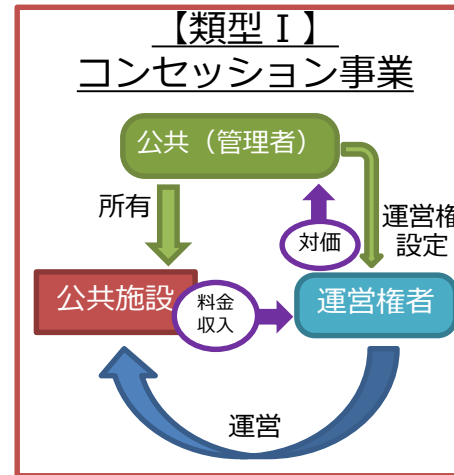
その他のPPP/PFI事業（サービス購入型PFI事業、包括的民間委託等）

【類型Ⅲ】

公的不動産の有効活用を図るPPP事業（公的不動産利活用事業）

各類型のスキーム図

（※以下は、各類型の一例）



- アクションプランのPPPは、公共施設の整備等を民間が実施する事業または公的不動産を活用する事業であって、**その活用により民間事業者の役割を拡大するもの**とすることが適切であることから、次の3要件に該当する官民連携による事業方式で実施されたものとした

アクションプランのPPPの3要件

- ☑要件1：従来の官民の役割分担を見直し、民間事業者の役割を大幅に拡大し、その主体性を幅広く認めるものであること
- ☑要件2：協定等に基づき官民双方がリスクを分担すること
- ☑要件3：民間事業者が事業実施にあたり相当程度の裁量を有し、創意工夫を活かすことで、事業の効率化やサービスの向上を図れること

○各PPP/PFI事業は以下フローにより各類型に分類する。

アクションプランのPPP/PFI対象事業

①PFI法に基づく**公共施設等運営権制度**を活用した事業か？

YES

アクションプラン類型Ⅰへ計上

【対象事業】

- ・公共施設等運営権制度を活用したPFI事業

NO

アクションプラン類型Ⅱへ計上

【対象事業】

- ・独立採算型・混合型PFI事業
- ・収益事業を伴うBT方式・サービス購入型PFI事業
- ・収益事業を伴うDBO事業
- ・指定管理者制度（民間事業者、利用料金制）

②公共施設等の整備等に係る**利用料収入**や**附帯する事業収入**が存在するか？

YES

アクションプラン類型Ⅲへ計上

【対象事業】

- ・定期借地権方式
- ・公共所有床の活用
- ・公共空間の利活用（占用許可等）
- ・特定建築者制度等
- ・等価交換方式

NO

③**公的不動産の利活用**を行う事業か？

YES

アクションプラン類型Ⅳへ計上

【対象事業】

- ・サービス購入型PFI事業
- ・BT方式（民間建設買取方式）
- ・民間建設借上方式
- ・収益事業を伴わないDBO事業
- ・ESCO事業
- ・指定管理者制度（民間事業者）
- ・包括的民間委託制度（水道、下水道）

NO

※類型が重複するような事業については、上記フローを元に計上する類型を確定させる。

⇒例えば、附帯する収益事業が存在し、かつ公共施設等運営権制度を活用したような事業については、類型Ⅰに計上